

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行日】 平成20年12月1日

融資保証制度が大幅緩和へ

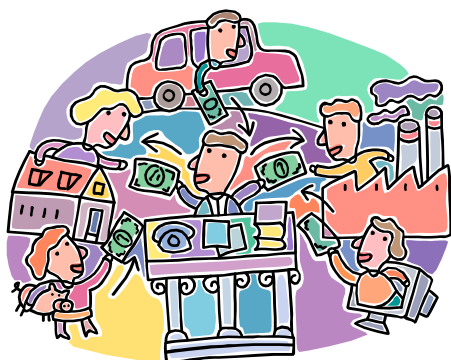
平成20年10月30日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定において、「生活対策」が決定され、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小・小規模企業について、十分な資金繰り対策を実施し、また、税制措置や人材確保・育成等により活性化を図っていくこととなりました。

なかでも原材料の高騰を価格に転嫁できず、資金繰りに行き詰まる中小企業が増えることを考慮して、これまでの保証制度に加えて、10月31日から「原料価格高騰対応等緊急保証制度」をスタートさせていましたが、さらに対象業種を追加し、多くの企業でこの制度が利用できるようになりました。

今年10月31日から平成22年3月31日までの1年半が適用期間となっており、3ヵ月に1度程度の割合で対象業種について追加などの見直しを行っていく予定としています。

同制度の利用枠も当初の約6兆円から、20兆円程度へと増枠し、多くの企業の利用を想定しています。

この制度の概要は下記の通りですが、利用も検討されてはいかがでしょうか。



CONTENTS

融資保証制度が大幅緩和へ……	P.1
法人税申告の状況……	P.1
交際費5000円基準とその誤解……	P.1
裁判員制度の日当の扱い……	P.2
金融機関の視点で 自社の経営をチェック！……	P.3
経営分析ワンポイント……	P.3
12月度の税務スケジュール……	P.3
間違いだらけの防犯対策……	P.4
頭の体操……	P.4
今月の名言録……	P.6

対象業種は、11月14日に73業種を追加し、全国の中小・小規模企業者260万企業をカバーする618業種に拡大
 この緊急保証制度は、信用保証協会の100%保証(責任共有制度の適用はなし)

一般保証8,000万円に加えて、別枠で8,000万円(担保がある方は、一般保証2億円に加えて、別枠で2億円)まで保証

詳細は右記でご確認ください <http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/download/chirashi.pdf>

また、セーフティネット貸付も拡充され、業種を問わず貸付の枠も3兆円から10兆円にまで3倍以上に拡大しています。さらに、特に業況の厳しい方に対する金利の引き下げも行う予定です。

法人税申告および実地調査の状況

国税庁が「平成19事務年度における法人税の課税実績について」を公開しています。これは、平成19年7月から平成20年6月までの間(平成19事務年度)にあった法人税、および消費税(法人)の申告や税務調査の状況をまとめたものです。

それによると、平成19事務年度末の法人数は前年度より2千法人減って300万3千法人。同年度内に法人税の申告を行った法人は279万9千法人(前年度より1万2千件増加)で、そのうち黒字申告を行った法人の割合は32.4%(同0.1ポイント減少)でした。申告所得金額は前年度に比べ1兆7957億円少ない155兆287億円となっています。

申告所得額が大きく減少しているのは、連結納税を選択している企業が増加しているのが主要因と思われます。国税庁によると、実質的な申告所得金額は前年度に比べて微減ということです。

なお、同事務年度に実施された法人税の実地調査数は14万7千件で、そのうち何らかの非違(申告漏れなど)があったものが10万8千件、さらに仮装、隠ぺいによる不正計算とされたものが3万2千件でした。これらは、ほぼ前年並みの件数となっていますが、申告漏れ所得金額は1兆6259億円と前年度より988億円(5.7%)減少しています。

不正計算が見つかった業種としては、バー・クラブが6年連続で不正発見割合がもっとも高く(58.1%)、ついでパチンコ(50.1%)、再生資源卸売(37.5%)、廃物処理(35.9%)の順でした。



交際費の5000円基準とその誤解

年末年始はなにかと交際費の出費が増える時期ですが、平成18年度税制改正において、「1人あたり5000円以下の飲食費を交際費から除く」規定が定められました。具体的には「法人が得意先や仕入先など事業に関係のある者に対して」「接待、供応、慰安、贈答などの目的で支出した」「飲食その他これに類する行為のために要する費用(役員や従業員、またはその親族に対するものを除く)が」「一人5000円以内であれば交際費には含めなくて良い」という規定です。



この規定の適用が開始されてから1年半ほど経過し、この規定を積極的に利用する企業は増えてきています。

ただ、その一方でこの規定を拡大解釈している例も出てきました。

たとえば、取引先が行った飲食費を肩代わりした場合(自社の役員や社員が参加していないケース)に、その費用を交際費に含めずに経費としてしまうことがあります。国税庁のQ & Aなどで同規定が適用されるとされている「取引先の行事などに際して弁当などを差し入れた場合」と同じだと勘違いしてしまうわけです。

しかし、飲食費を肩代わりするという行為は上述の「飲食その他これに類する行為のために要する費用」ではなく、金銭等の贈答にあたるため交際費です。上の例でいえば、「取引先の行事などに際して弁当などを差し入れる」のは同規定の適用内でも、「取引先の行事などに際して弁当”代”を差し入れる」のは金銭等の贈答になるため交際費になるのです。

裁判員制度の日当は雑所得扱い！

国税庁がいわゆる裁判員制度で支払われる日当について、所得税法上の「雑所得」にあたるということを最高裁判所からの照会で明らかにしました。

裁判員制度は、来年5月21日から実施されることになっていますが、それに伴い、来年分の「裁判員候補者名簿」はすでに作成されており、名簿登録者には「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が11月28日に発送されています。

この名簿はあくまでも裁判員「候補」の名簿ですから、登録されたからといって、裁判員になることが決まったということではありません。事件ごとに名簿登録者の中からクジ引きで当該事件の裁判員候補が選ばれ、さらに質問票への記載などの手続きを経た後に、実際の裁判員が選任されるのです。



裁判員に選任された場合、日当が「一日一万円程度を上限に支払われる」ことになっています。また、事件ごとの候補者に選ばれ、裁判所に呼び出された場合も最高8千円の日当が支払われます。

この日当の税務上の取り扱いについて、国税庁は最高裁判所から以下の照会を受け、「貴見のとおりで差し支えありません」と文書回答しています。

裁判員等に対して支給される旅費等については、その合計額を雑所得に係る総収入金額に算入する
実際に負担した旅費及び宿泊料、その他裁判員等が出頭するのに直接要した費用の額の合計額については、
旅費等に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入する

雑所得とは、他の所得区分に該当しない所得のことをいい、年金や恩給などの公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金などがこれに該当します。

雑所得については、給与所得など他の所得と合算した総合課税となりますが、年間の給与収入が2000万円以下の給与所得者の場合、雑所得が20万円以下であれば確定申告する必要はありません。



金融機関の視点で自社の経営をチェック！

経済情勢の見通しが厳しい中で、資金繰りなど心配な経営者の方も多いと思います。金融機関との取引の中でこれまでの古い関係だけに頼った融資には、より一層危険が伴いますのでご注意ください。

以前のバブル崩壊以降、金融機関は企業の業績、とりわけキャッシュフローには神経を使うようになってきました。その傾向がこの不況でさらに徹底される可能性があります。前年から実施されている信用保証協会の保証枠が総額の80%を上限としたこともあり、銀行側もリスクを勘案し、より慎重になっているからです。

銀行の視点としては、

- キャッシュフロー経営として期待している健全性を持っているか
- 健全性の改善方向に向かっているか
- 企業経営者が収益活動の中にきちんと財務改善を意図しているのか などがあります。

企業側が勘違いしているかもしれない危険な発想としては、

- 長い付き合いだから
- 返済が1回も遅れたことがないから
- 支店長とツーカーの仲だから などがあります。

もちろん、これらは評価される対象にはなるはずですが、これだけで無条件に融資を受けることは難しいといえましょう。こうした情緒的なことで、金融機関と付き合いがけた時代はありましたが、今はもう無理です。

さらに「増収に伴う売掛債権分の資金不足」「設備投資資金」つまり、積極的経営に対する資金需要のケースでは、『きっと金融機関は前向きに対応してくれるはず』と、企業側は勘違いをしているかもしれません。金融機関の置かれている環境や視点を理解し、大きなリスクを背負わないように対処していくことが望まれます。



経営分析ワンポイント

$$\text{借入金依存度} = \frac{\text{借入金}}{\text{年間売上高}} \times 100$$

一般的には30%程度が健全経営の上限とされています

12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年6月～11月分)の納付	納 期 限 12月 10日(水)
10月決算法人の確定申告	申 告 期 限 平成21年1月5日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 平成21年1月5日(月)
4月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 平成21年1月5日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 平成21年1月5日(月)
消費税の年税額が400万円超の1月・4月・7月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 平成21年1月5日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申 告 期 限 平成21年1月5日(月)
固定資産税額(都市計画税)の納付(第3期分)	納 期 限 12月中において各都道府県の条例で定める日
給与所得者の年末調整	調 整 時 期 本年度最後の給料の支払いをするとき

間違いだらけの防犯対策

少し前から治安の悪化が言われていますが、皆さんはお住まいの住宅の防犯について、どの程度関心をもって取り組んでいらっしゃるでしょうか？

実は、防犯対策にも誤った常識が広まっており、「しまった！」と思う前にいくつかのポイントをご紹介したいと思います。

<一般の防犯対策の大間違い>

1. 警備会社と契約しているから大丈夫？

警備会社のシステムは、25分以内に現場に到着すればいいとされています。

プロの窃盗団は、あらかじめ、どのくらいで警備会社が到着するかチェックしていて、警備員が駆けつける前に盗みを終わらせてしまうことがあります。警備会社に契約しているだけで100%安全ではありません

2. 番犬がいるから大丈夫？

番犬がいるから大丈夫という安心感が、住人の防犯意識を低くして逆に狙われやすい家になってしまいます。番犬がいるからという安心感を捨てて、犬が吠えたらすぐに外を見るような習慣をつけましょう。

弱点1 犬は通常テリトリーに侵入すると警戒して吠えますが、泥棒が2階から侵入すると、気づかずに吠えないことがあります。

弱点2 犬は食べ物に非常に弱い動物です。泥棒が下見のついでに犬の餌付けまでしていくことがあります。

弱点3 犬は不審者には必死に吠えますが、その姿が見えなくなるとまったく吠えなくなってしまいます。

3. ピッキング対応の鍵だから大丈夫？

ピッキング対応の鍵がついているから安心ではありません。

ドアと枠の隙間にバールを差込んで、強引にドアを破ったり、ドアについているポストをこわして、ドアを破る事があります。ドアに穴を開けたり、専用工具を使って室内のサムターン(鍵をまわすところ)を回転させて解錠する手口もあります。

4. 面格子や雨戸があるから大丈夫？

一般の縦面格子や雨戸、シャッターだけでは、安全とはいえません。

面格子を取り付けているビスは、ドライバーではずせるし、強引に引っ張れば、取れてしまう事があります。雨戸や、シャッターがついていても、閉めていなかったり、鍵をかけていない家が多くあります。

5. 網入りガラスだから大丈夫？

網入りガラスは、防犯ガラスではありません。

防火対策として、網が入っているだけなので、簡単に破られてします。



頭の体操

流速が一定な川に沿ったA町とB町の間を、啓介と明子がボートをこいで一往復します。啓介はA町からB町まで30分で上り、B町からA町まで20分で下りました。明子はA町からB町まで40分で上りました。二人がボートをこぐ速さは一定です。

啓介と明子が静水時にボートをこぐ速さの比を求めなさい。
明子はB町からA町まで何分かかりますか。

秘伝の算数 (東京出版) より



< 自身で行う防犯チェック & 対策 >

～ 環境編 ～ 自分の家を取りまく環境によって、必要な防犯対策があります。近隣の様子をよく見てください。

不審者が出没しやすい環境です。

侵入盗や、ひったくり、車上狙いの被害が多い
放置自転車や放置車が多い
下見できるような、公園、駐車場、公共施設が近くにある
犯行後逃げやすい幹線道路が近くにある
音が発生する場所(学校・交通量の多い道路)がある
ゴミがちらかっていたり、自転車が乱雑におかれている
地域全体で取り組むことが防犯につながります。
見知らぬ人がいたら、挨拶をして声をかける
地域の清掃をする
ふだんから、近所付き合いをする



～ 建物編 ～ 出入り口・建物全体の形・塀など、侵入されにくくする対策を積み重ねていく方法です。

玄関や勝手口はピッキング対応の鍵がついている
面格子のビスが、ドライバーではずれにくくとめてある
塀やカーポート・雨樋から建物に登れないようになっている
侵入者に対して、音・光で威嚇できる
雨戸やシャッターの鍵がついていて、毎日施錠する
サッシに補助錠がついており、利用している
防犯ガラスがついている
防犯カメラがついている
カメラ付インターホンがついている
建物は、高い塀や、樹木におおわれていない



建物の防犯は、一つを対策したから大丈夫というものではありません！ 侵入者は、建物や周囲をみて、中途半端な防犯をしているところを狙ってきます。
すべての対策をするには多くの費用がかかりますが、それぞれの家にあった対策を たてることが大切です。

～ 生活習慣編 ～ 生活習慣を見直すことにより防犯をする方法です。ふだん何気なくしている事が、泥棒から見るとスキあたえることになっています。

少しの外出でも鍵をかならずかける
昼間でも、ガレージや門扉をきちんと閉める
脚立やスコップが外に置きっぱなしになっていない
ポストに鍵をかける
洗濯物を外から見えるところに干さない
夜間電気をつけ、在宅が不在かわかりにくくする
NTTの電話番号案内に自宅番号を登録しない
窓際にぬいぐるみを置いたり、女性のものとわかるカーテンをかけない



泥棒は必ず下見をして、その家の弱点を狙ってきます。生活習慣を変えるだけでは、防犯対策は不十分ですが狙われて被害に遭う確率は低くなるでしょう。

今月の名言録

力をつくして

どんな仕事でも、一生懸命、根かぎりに努力したときには、
何となく自分で自分をいたわりたいような気持ちが起こってくる。
自分で自分の頭をなでたいような気持ちになる。

きょう一日、本当によく働いた、よくつとめた、そう思うときには、
疲れていながらも食事もおいしくいただけるし、気分もやわらく。
ホッとしたような、思いかえしても何となく満足したような、
そして最後には「人事をつくして天命を待つ」というような、心のやすらぎすらおぼえるものである。

力及ばずという面は多々あるにしても、及ばずながらも力をつくしたということは、おたがいにやはり慰めであり喜びであり、
そしていたわりでもあろう。

この気持ちは何ものにもかえられない。金銭にもかえられない。金銭にかえられると思う人は、ほんとうの仕事の喜びという
ものがわからない人である。仕事の喜びを味わえない人である。喜びを味わえない人は不幸と言えよう。

事の成否も大事だけれど、その成否を超えてなお大事なことは、力をつくすというみずからの心のうちにあるのである。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)



編集後記

あっという間にもう12月。いつも1年の時の流れの速さには圧倒されるばかりです。
昨年から小学校のPTA役員を引き受けているのですが、任期の2年も残りわずかになって
きました。学校行事だけでなく、地域活動や市町村あるいは県単位での活動行事も多く、
何かとバタバタしていたのですが、ふりかえてみると自分にとっては本当に有意義で、
勉強になる時間でした。仕事だけの世界では広げられなかった地域の方々や学校関係者の
皆さんとの交流する機会を得たことで、さらに自分の幅を広げられた気がします。(同時に体型
の幅も広がったかもしれませんが…) 普段の何気ない子供たちの生の様子を垣間見ることが
できたのも新鮮でした。

ちなみに今月は、廃品回収、交通安全啓発運動やマラソン大会のときに行うPTA主催の
豚汁会など行事は目白押しです。仕事に穴を開けないようにがんばります！ (浅岡 和彦)



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階
TEL: 052 - 331 - 0135
052 - 331 - 0145
FAX: 052 - 331 - 0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士 浅岡 和彦
不動産鑑定士 佐々木 勝己
社会保険労務士 松永 裕美

